

助成等の手続き窓口

【手続き内容】	【対象年齢】	【手続き窓口】
①小児慢性特定疾病医療費助成  ②指定難病の医療費助成 	①原則 18 歳未満 (ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。) ②年齢制限なし	大阪府池田保健所 ☎072-751-2990 
①児童手当  ②児童扶養手当  ③特別児童扶養手当 	① 18 歳に到達した年度末まで ② 18 歳に到達した年度末まで（児童に政令で定める程度の障害がある場合は、20歳未満） (所得及び対象等の制限あり) ③政令で定める障害の状態にある20歳未満の児童 (所得制限あり)	 子ども総合窓口 ☎072-724-6791 (子育て支援室)
①子どもの医療費助成 ②ひとり親家庭医療費助成 ③重度障害者医療費助成 ④未熟児養育医療給付 [医療費助成について] 	①② 18 歳に到達した年度末まで ③年齢制限なし ④満1歳未満	介護・医療・年金室 ☎072-724-6733
①自立支援医療費（育成医療、精神通院医療） ②障害児福祉手当 ③大阪府重度障がい者在宅生活応援制度 ④補装具・日常生活用具 ⑤小児慢性特定疾病児童等日常生活用具 [障害福祉サービスのご案内について] 	①育成医療: 18 歳未満 精神通院医療: 年齢制限なし ② 20 歳未満 ③年齢制限なし ④用具によって年齢要件あり ⑤ 20 歳未満	総合保健福祉センター総合相談窓口 ☎072-727-9506 (障害福祉室)